

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210104	株式会社高森工業(法人番号5240001033160) 代表者高森克幸	広島県福山市駅家町服部永谷826番地の3	本社営業所	広島県福山市駅家町服部永谷826番地の3	輸送施設の使用停止(200日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和元年11月27日及び令和2年2月12日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	20	20
20210107	株式会社シンクラン(法人番号5220001000798) 代表者鶴賀大輔	石川県金沢市桜田町1丁目1	広島営業所	広島県広島市安佐南区伴西3丁目2番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年10月8日及び同年11月13日、情報提供を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20210107	株式会社ムロオ(法人番号6240001026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6-9	呉支店	広島県東広島市黒瀬町大字乃美尾字西市ノ堂672-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び法第17条第4項	令和2年1月30日、重傷事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
20210112	トナン輸送株式会社(法人番号5120001148301) 代表者早川聖	大阪府寝屋川市仁和寺本町4-20-38	岡山営業所	岡山県総社市長良4-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年11月25日及び同年12月21日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計の記録保存義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0